

# 代理人による印鑑登録について

ご本人が窓口に来られない場合、「代理人」による登録ができます。

- 登録する印鑑
- 登録人自筆の代理人選任届
- 登録人と代理人それぞれの本人確認書類

が必要になります。印鑑登録申請を受付した後、本人のご自宅あてに照会書を郵送します。ご自宅に照会書が届きましたら、来庁した日から30日以内（期限日が閉庁日の場合は翌日開庁日まで）に登録人の署名と登録する印鑑を押した回答書をお持ちください。期限が過ぎますと自動的に抹消されますのでご注意ください。

登録をする時、回答書を提出する時、どちらも本人確認書類が必要になります。

回答書をお持ちいただいてから、印鑑登録証をお渡しします。

代理登録の場合、印鑑証明書は登録した日に発行できませんので、余裕をもってご登録ください。



## 代理登録の流れ

### 1回目にお持ちいただくもの

- ① 申請書
- ② 代理人選任届（登録人が署名したもの）  
※書式は水戸市役所ホームページからダウンロードできます。
- ③ 登録する印鑑
- ④ 登録人・代理人両方の本人確認できる書類



### 2回目にお持ちいただくもの



- ① 回答書（登録人の署名・登録する印の押印のあるもの）  
※回答書の提出は、水戸市役所市民課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所でできます。
- ② 登録人の本人確認できる書類
- ③ 代理人の本人確認できる書類（2回目も代理人が来庁する場合）

### [申請場所]

水戸市役所市民課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所

### [取扱い時間]

平日 8：30～17：15

※本庁舎のみ水曜日は8：30～19：00（祝日、年末年始を除く）



問合せ先 水戸市役所市民課窓口係  
**224-1111(内線 2191)**

